別紙５

**補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト**

補助事業の申請者名：

該当あり＝■　該当なし＝□

消費税仕入税額控除の対象となる場合は**、原則として補助対象経費から消費税等相当額を除外した補助金額**にて交付申請していただく必要があります。
例外的に、以下に該当する場合は、消費税込みで交付申請を行ってください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1．補助事業者が、納税義務者ではない又は地方公共団体の一般会計である。 | YES□ | NO□└→2へ |

※YESの場合は、消費税を含めて交付申請を行い、仕入控除税額の報告・変換は不要。NOの場合は、2．へ。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 2．補助事業者が、次のいずれかに該当する。 |  |  |
| ① 消費税法第９条第１項の規定により消費税を納める義務が免除され、かつインボイス発行事業者でない者（3．へ） | YES□└→3へ | NO□ |
| ② 消費税法第37条第１項の規定により中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者（4．へ） | YES□└→4へ | NO□ |
| ③ 消費税法第60条第４項の規定により国、地方公共団体等に対する仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者（5．へ） | YES□└→5へ | NO□ |
| ④ ①から③以外の者であって、特段の理由により、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する者（6．へ） | YES□└→6へ | NO□ |
|  | 全てNO↓消費税抜きで申請 |

※2.の①から④に該当しない（全てNOの）場合は、消費税抜きで交付申請を行う。
いずれかの項目がYESの場合は、3.から6.の各項目を確認し、全ての項目でYESであれば消費税込みで交付申請を行う。

【2．において「①」を選択した場合】

|  |
| --- |
| 3．消費税法第９条第１項の規定により消費税を納める義務が免除される者 |
| ① 課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であること | YES□ | NO□ |
| ② 課税事業者（インボイス発行事業者を含む）を選択していないこと | YES□ | NO□ |
| ③ 国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者となった場合、公募要領に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと | YES□ | NO□ |
| ④ 特定期間における課税売上高が1,000万円を超えないこと（平成25年度予算事業より適用） | YES□ | NO□ |

※①から④で１つの項目でもNOがあれば、消費税抜きで交付申請を行う。

【2．において「②」を選択した場合】

|  |
| --- |
| 4．消費税法第37条第１項の規定により中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者 |
| ① 課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下であること | YES□ | NO□ |
| ② 消費税簡易課税制度選択届出書が提出されていること | YES□ | NO□ |
| ③ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書が提出されていないこと | YES□ | NO□ |
| ④ 国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者となった場合、公募要領に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと | YES□ | NO□ |

※①から④で１つの項目でもNOがあれば、消費税抜きで交付申請を行う。

【2．において「③」を選択した場合】

|  |
| --- |
| 5．消費税法第60条第４項の規定により国、地方公共団体等に対する仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者 |
| ① 補助事業終了後、特定収入割合を証明する計算書類の提出をすること | YES□ | NO□ |
| ② 特定収入割合が５％以下になった場合、公募要領に基づく消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと | YES□ | NO□ |

※①から②で１つの項目でもNOがあれば、消費税抜きで交付申請を行う。

【2．において「④」を選択した場合】

|  |
| --- |
| 6．”2．①から③”以外の者であって、特段の理由により、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する者 |
| ① 補助事業終了後、公募要領に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと | YES□ | NO□ |

※①でNOであれば、消費税抜きで交付申請を行う